

4ページ	誤	3 建築主等は、前項の場合において、確認の申請又は計画の通知に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地が2以上の市町にわたるときは、当該すべての市町の長の確認申請に関する意見書を添えなければならない。
	正	3 建築主等は、第1項の場合において、確認の申請又は計画の通知に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地が2以上の市町にわたるときは、当該すべての市町の長の確認申請に関する意見書を添えなければならない。
35ページ	誤	第7条様式
	正	第7号様式